



平成28年11月25日

各 位

会 社 名 : 東亜バルブエンジニアリング株式会社
(コード : 6466 東証第二部)
代表者名 : 代表取締役 真 鍋 吉 久
本 社 : 兵庫県尼崎市西立花町五丁目12番1号
所 在 地 :
問合せ先 : 取締役管理本部長 飯 田 明 彦
(TEL : 06-6416-1150)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年12月22日開催予定の当社第17回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能のより一層の強化とコーポレート・ガバナンスのさらなる向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役及び取締役会に関する規定の変更等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役との間の責任限定契約に関する現行定款第32条(取締役との責任限定契約)の規定につきまして、現行の報酬水準に照らして金額表示にかかる部分を追加するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙添付のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成28年12月22日
定款変更の効力発生日	平成28年12月22日

以 上

別紙

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>第 5 条～第 14 条 (条文省略)</p> <p>(株主総会の招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第 16 条～第 19 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. <u>会計監査人</u> <p>第 5 条～第 14 条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会の招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第 16 条～第 19 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、10名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役ならびに常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役ならびに常務取締役各若干名を選定</u>することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(執行役員)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって執行役員を置くことができる。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役および各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の</p>	<p>(執行役員)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって執行役員をおくことができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第32条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、<u>法令が規定する額</u>とする。</p>	<p>決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第30条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議</u>によって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、<u>100万円または同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額</u>とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p><u>第33条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p><u>(常勤監査役および常任監査役)</u></p> <p><u>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>② 監査役会は、常勤監査役の中より常任監査役を定めることができる。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p><u>第35条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第37条 監査役会の招集通知は、会日より3日前までに各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p><u>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p><u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p><u>第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p><u>第34条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第42条～第43条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第45条～第48条 (条文省略)</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日より3日前までに各監査等委員に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p> <p>第37条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第38条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第41条～第44条 (現行どおり)</p>

以上